

岩倉市移動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、屋外での移動が困難な障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく障害者等(以下「障害者等」という。)に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 岩倉市移動支援事業(以下「事業」という。)の実施主体は、岩倉市とする。

(実施方法)

第3条 市長は、障害者等に対し地域の特性及び当該障害者等の利用の状況に応じ、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 個別支援型 個別的支援が必要な障害者等に対するマンツーマンによる支援
- (2) 通所支援型 施設の車両を使い、自宅から施設(市外)までの移動を支援

(サービス提供事業所)

第4条 事業のサービスを提供する事業者は、法人格を有する事業所で、愛知県において法に基づく居宅介護指定事業者として登録があり、福祉事務所長がサービスの実施が適当と認めた者とする。

(事業所の登録)

第5条 事業のサービスを提供する事業所は、事前に市へ登録するものとする。

2 事業所の登録をしようとするものは、移動支援事業事業所登録申請書(様式第1)に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付し、福祉事務所長に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 運営規定
- (3) 勤務の体制及び勤務形態
- (4) 従事者の有する資格等が確認できる書類の写し
- (5) その他参考となる書類

3 福祉事務所長は、前項の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登録の適否を決定し、移動支援事業事業所登録決定・却下通知書（様式第2）により事業所へ通知するものとする。

（登録事業所の届出義務）

第6条 前条の規定により登録した事業所（以下「登録事業所」という。）は、当該登録にかかる申請事項に変更が生じたとき又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに移動支援事業事業所登録変更・中止・廃止届（様式第3）を福祉事務所長へ提出しなければならない。

（サービス提供者）

第7条 事業のサービス提供者は、登録事業所に勤務する従事者のうち、次の各号に規定するとおりとする。

- (1) 介護福祉士
- (2) 介護職員基礎研修の修了者
- (3) 居宅介護従業者養成研修1級、2級又は3級課程の修了者
- (4) 訪問介護員養成研修1級、2級又は3級課程の修了者
- (5) 行動援護従事者養成研修の修了者
- (6) 重度訪問介護従事者養成研修の修了者

（対象者）

第8条 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）に移動の支援の必要があると福祉事務所長が認めた者とする。

- (1) 市内に居住する障害者等
- (2) 市外に居住する特定施設入所障害者（法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者をいう。以下同じ）であって、同項に規定する特定施設（同項に規定する特定施設をいう。）に入所する前の居住地（以下「居住地特例地」という。）が市内にある者

2 前項第1号に該当する者のうち、特定施設入所障害者であって、居住地特例地が市外にある者は、同項の規定にかかわらず、対象者としな

（申請）

第9条 事業を利用しようとする障害者等又はその保護者（配偶者、親権

を行う者、後見人その他の者で障害者等を現に保護する者をいう。以下同じ。)(以下「申請者」という。)は、岩倉市移動支援事業利用申請書(様式第4)を福祉事務所に提出するものとする。

(決定)

第10条 福祉事務所長は、前条の規定による申請を受理したときはその内容を審査し、利用の可否を岩倉市移動支援事業利用決定(却下)通知書(様式第5)により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第11条 前条の規定により利用の決定を受けた障害者等又はその保護者(以下「利用者等」という。)は、第9条に規定する申請の内容に変更が生じたときは岩倉市移動支援事業利用変更届(様式第6)を福祉事務所長に提出するものとする。

(決定の取消し)

第12条 福祉事務所長は、利用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条に規定する決定を取り消すことができる。

(1) 障害者等が第8条に規定する対象者でなくなったとき。

(2) 障害者等が死亡したとき。

(3) その他利用申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定による取消しを行うときは、岩倉市移動支援事業利用取消通知書(第7号様式)により利用者等に通知するものとする。

(費用の支給及び負担)

第13条 福祉事務所長は、別表第1に定めるところによりサービス提供に要する経費のうち、利用者等が登録事業所に支払う経費を除いた額を限度として支給する。

2 利用者等は、事業の利用に要する経費の1割の額(以下「利用料」という。)を登録事業所に支払うものとする。

(事業費の代理受領)

第14条 利用者等が、登録事業所からサービスの提供を受けたときは、事業費として福祉事務所長が支給すべき額を限度として、利用者等の委任に基づき、利用者等に代わり登録事業所が支払いを受けることができる。

(事業費の支払い等)

第15条 登録事業者は、毎月のサービス提供後速やかに、移動支援事業事業費請求書(様式第8)に、移動支援事業サービス提供明細書(様式第9)及び移動支援事業サービス提供実績記録票(様式第10)を添えて福祉事務所長へ請求するものとする。

2 福祉事務所長は、請求があった場合、内容を審査のうえ事業費を支払うものとする。

(費用の減免)

第16条 福祉事務所長は、利用者等が別表第2に定める基準に該当するときは、第13条に規定する利用料を減免することができる。

(登録事業所の遵守事項)

第17条 登録事業所は、利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかねばならない。

2 登録事業所は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 登録事業所は、サービス提供時に事故が発生した場合は、福祉事務所長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 登録事業所は、利用者に対し、その提供するサービスの内容、料金、サービスの提供に従事する職員の有する資格等及び経理状況を明示しなければならない。

5 登録事業所及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

6 登録事業所及び従業員は、利用者等への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。

7 登録事業所は、従業員、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービス提供日から5年間保管しなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月16日から施行し、平成18年10月1日

から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 31 日から施行する。

別表第 1（第 1 3 条関係）

種別	区分		事業費	備考
個別支援型	身体介護有り	0.5 時間以下	2 5 4 単位	【日中時間帯（午前 8 時から午後 6 時まで）以外の加算の算定】 早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）：2 5 % 夜間（午後 6 時から午後 1 0 時まで）：2 5 % 深夜（午後 1 0 時から午前 6 時まで）：5 0 %
		0.5 時間超 1 時間以下	4 0 2 単位	
		1 時間超 1.5 時間以下	5 8 4 単位	
		1.5 時間超	3 0 分ごとに 8 3 単位を加算	
	身体介護無し	0.5 時間以下	1 0 5 単位	
		0.5 時間超 1 時間以下	1 9 7 単位	
		1 時間超 1.5 時間以下	2 7 6 単位	
		1.5 時間超	3 0 分ごとに 7 0 単位を加算	
通所支援型		片道	5 4 単位	

別表第 2（第 1 6 条関係）

所得区分	自己負担
生活保護	負担なし
低所得	
一般	1 割

様式第 1 （第 5 条関係）

岩倉市移動支援事業事業所登録申請書

年 月 日

岩倉市福祉事務所長 殿

所 在 地

申請者 事業所名

代表者名

印

次のとおり、岩倉市移動支援事業の事業所登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			
	申請者名			
	フリガナ			
	申請者住所	〒		
	連絡先	電話	F A X	
	フリガナ			
	代表者氏名			
事業所	フリガナ			
	事業所名		県	
			登録番号	
	フリガナ			
	事業所所在地	〒		
	連絡先	電話	F A X	
	職員の配置状況	フリガナ		
		事業所責任者氏名		
		職員数		
		資格取得者		
	同一事業所で実施している他の事業等			
主たる対象者				

（添付書類）

- （１）定款（２）運営規定（３）勤務の体制及び勤務形態
（４）従事者の有する資格等が確認できる書類の写し（５）その他参考となる書類

様式第 2 （第 5 条関係）

岩倉市移動支援事業事業所登録決定・却下通知書

第 号

年 月 日

様

岩倉市福祉事務所長

印

年 月 日付けで申請のあった岩倉市移動支援事業事業所登録
については、次のとおり決定・却下します。

申請者	名称	
	住所	
	代表者氏名	
登録決定年月日	年 月 日	
事業所	名称	
	住所	
却下の理由		
備考		

様式第 3 （第 6 条関係）

岩倉市移動支援事業事業所登録変更・中止・廃止届

年 月 日

岩倉市福祉事務所長 殿

所 在 地

申請者 事業所名

代表者名

印

岩倉市移動支援事業事業所登録に係る変更・中止・廃止を次のとおり
届け出ます。

変更 中止 の理由 廃止		
変更の内容	変更前	変更後
備考		

様式第 4 （第 9 条関係）

岩倉市移動支援事業利用申請書

年 月 日

岩倉市福祉事務所長 殿

申請者氏名

岩倉市移動支援事業実施要綱第 9 条の規定により、次のとおり申請します。

また、サービスの申請に係る所得の調査のため、私とその家族の課税状況等を確認することに同意します。

申請者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏 名				
	居 住 地			電話番号	
フリガナ				生年月日	年 月 日
申請に係る児童氏名				続 柄	
身体障害者 手 帳 番 号		療育手帳 番 号		精 神 保 健 福 祉手帳番号	

サービス利用の 状況	障害福祉 サービス	障害支援区分	有・無	区分	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）・要介護（ ）	
		利用中のサービスの種類と内容等				
申請サ ービス	種 別	☐ 個別支援型			☐ 身体介護有り	
		☐ 通所支援型			☐ 身体介護なし	
	内 容					

様式第 5（第 10 条関係）

岩倉市移動支援事業利用決定（却下）通知書

第 年 月 日 号

様

岩倉市福祉事務所長

印

岩倉市移動支援事業実施要綱第 10 条の規定により、次のとおり通知します。

1 決 定

決定者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
		居 住 地		電話番号
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	決定に係る児童氏名			
	有 効 期 間		費用負担	

支援の種類・内容	種 類	☐ 個別支援型	☐ 身体介護有り ☐ 身体介護なし
		☐ 通所支援型	
	内 容		

2 却 下

却下理由	
------	--

不服申立ておよび取消訴訟

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、岩倉市長に対し審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 6 （第 1 1 条関係）

岩倉市移動支援事業利用変更届

年 月 日

岩倉市福祉事務所長 殿

利用者等氏名

岩倉市移動支援事業実施要綱第 6 条の規定により、次のとおり届け出します。

利用者等	フリガナ				生年月日	年 月 日
	氏 名					
	居 住 地				電話番号	
フリガナ					生年月日	年 月 日
利用に係る 児 童 氏 名						
					続 柄	
身体障害者 手 帳 番 号		療育手帳 番 号		精神保健 福 祉 手 帳 番 号		

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
氏 名 等		
居 住 地		
そ の 他		
変更年月日		

様式第 7 （第 1 2 条関係）

岩倉市移動支援事業利用取消通知書

第 号
年 月 日

様

岩倉市福祉事務所長

印

岩倉市移動支援事業実施要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり通知します。

利用者等	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	居 住 地		電話番号	
フリガナ			生年月日	年 月 日
利 用 に 係 る 児 童 氏 名				
取消年月日				
取 消 理 由				

不服申立ておよび取消訴訟

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、岩倉市長に対し審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 8 （第 1 5 条関係）

移動支援事業事業費請求書

岩倉市長 殿

請求金額	円
------	---

年		月分	
内 訳	請求給付費名	明細書件数	金額
	合 計		

上記のとおり請求します。年 月 日

請 求 事 業 者	事業所番号	
	住 所	〒
	電話番号	
	名 称	
	職・氏名	印

振 込 先	金融機関		預金種目	
	支店名		口座番号	
	フリガナ			
	名義人			

様式第 9 （第 1 5 条関係）

移動支援事業サービス提供明細書

年 月 分			
受給者証番号		事業所番号	
支給決定障害者等 氏 名		事業所の名称	

費用の 額計 算欄		算定単位額	算定回数	当月算定額	摘要
	当月費用の額の合計			①	

利用者負担 額等計 算欄	利用者負担額等の内訳	当月算定額	摘要
	利用者負担額		
	当月利用者負担額等合計	②	

当月請求額 ①－②	円
-----------	---

枚中	枚目
----	----

様式第10 (第15条関係)

移動支援事業サービス提供実績記録票

年 月分

受給者証 番 号		支給決定障害者等氏名		事業所番号	
利用者負担 上限月額	円	障害支援区分		事業所の名称	
契約支給量					

[illegible]

枚中	枚目
----	----